



新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下で、事前準備もなく、テレワークを開始した企業様は多いと思います。今回は、テレワークに関してご相談頂いた事案を2つご紹介いたします。

トピックス1

**社労士法人ミナジ**

## 「感染したくないから」と言って、入社拒否する社員への対応

会社には、社員に対し『安全配慮義務』を負っています。この『安全配慮義務』は『結果債務』ではありません。つまり、新型コロナ感染症に感染しないことを保証するのではなく、感染防止のための適正な措置を取る義務があるということです。適正な措置を取った上で、尚、感染した場合には、直ちに安全配慮義務違反とはならないと考えます。

「適正な措置」については以下のことを検討しましょう。

### ■ その出社が、業務遂行上必要なのか

在宅では出来ない業務なのか、その時の感染拡大状況も含めて検討

### ■ オフィスでの、感染防止策はとられているか

出社比率、アルコール消毒液の設置、マスクの着用義務、換気に関するルール等を検討

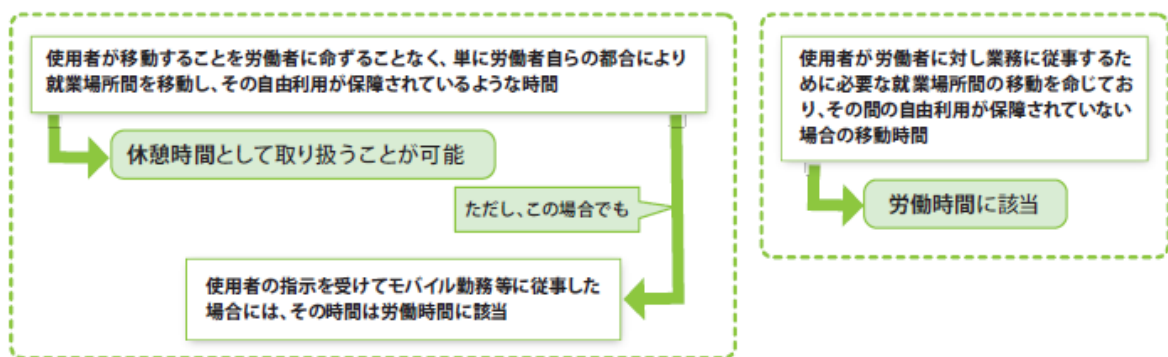
### ■ 通勤での感染リスク逡減のための制度を設けているか

時差出勤、フレックスタイムの導入等を検討

会社が出来る限りの感染防止策を取っていることを説明し、出社を促しても、尚、拒否する社員に対しては懲戒処分も可能と考えます。また「ノーワーク・ノーペイの原則」に基づき、その期間についての賃金は支払う必要はありません。

# 1日のうち、一部をテレワークで勤務し、その後出社した場合の移動時間は労働時間か

午前中だけ自宅やサテライトオフィスで勤務をしたのち、午後からオフィスに出勤する場合等、勤務時間の一部でテレワークを行う場合があります。こうした場合の就業場所間の移動時間が労働時間に該当するの否かについては、使用者の指揮命令下に置かれている時間であるか否かにより、個別具体的に判断されることになります。



労働時間扱いしないためには、「一部在宅勤務」を原則禁止としておき、どうしても、自己の都合により移動する場合は、休憩時間として取り扱うことを「在宅勤務規程」等に記載しておきましょう。

## 7月より「メール会員サービス」スタート

- ・社労士との顧問契約はハードルが高い、でも日頃のちょっとしたことを相談できる先が欲しい
- ・労務回りのことは、社内で十分できているが、専門家の確認、アドバイスが欲しい時がたまにある
- ・社労士と契約をすると何をしてもらえて、会社にどんなメリットがあるのか分からない

こんなご要望にお応えするため、社労士法人ミナジンでは「メール会員（月額15,000円）サービス」を開始しました。詳細は下記URLの利用申し込みサイトをご覧ください。

メール会員サービス詳細はこちら：  
[https://sr-minagine.jp/service/mailling-list\\_member/](https://sr-minagine.jp/service/mailling-list_member/)



## セミナー情報

### 今からでも間に合う！ 同一労働同一賃金対応セミナー



- ・7月16日（木）15:00-17:00
- ・Webセミナー
- ・無料

### セミナー詳細・お申し込みはこちら

[https://minagine.jp/topics/seminar/epfew\\_correspondence/](https://minagine.jp/topics/seminar/epfew_correspondence/)



## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>